

作成日 2025/03/04
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	AUコート A-6 スカーレットブラウン B液
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 腎臓) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(神経系 聴覚器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H224 極めて引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 呼吸器、中枢神経系の障害

注意書き
安全対策

H371 肝臓、腎臓の障害のおそれ
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、
腎臓、中枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、
聴覚器の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。(P263)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)

保管	火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
	施錠して保管すること。(P405)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化第二鉄	10-20%	不明	(1)-357,(5)-	既存	1309-37-1
二酸化ケイ素	0.1-1%	SiO ₂	(1)-548	既存	14808-60-7
トルエン	20-30%	C ₇ H ₈	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3
酢酸イソブチル	1-10%	C ₆ H ₁₂ O ₂	(2)-731	既存	110-19-0
スチレン	0.1-1%	C ₈ H ₈	(3)-4	既存	100-42-5
アクリル酸ブチル	0.1-1%	不明	(2)-989	既存	141-32-2
キシレン	1-10%	不明	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	1-10%	C ₈ H ₁₀	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
イソブチルアルコール	0.1-1%	不明	(2)-3049	既存	78-83-1
プロピレングリコールメチルエーテルアセテート	1-10%	不明	(2)-3144	既存	108-65-6
メチルイソブチルケトン	1-10%	CH ₃ CH(CH ₃)CH ₂ COC ₂ H ₅	(2)-542	既存	108-10-1

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
特別な処置が必要である。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置 適切な消火剤

使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。
棒状水。
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。

二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い

技術的対策

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
容器を接地すること。アースをとること。
火花を発生させない工具を使用すること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
妊娠中、授乳中は接触を避けること。
涼しい所に置くこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

安全取扱注意事項

保管

接触回避
安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。
『10. 安定性及び反応性』を参照。

施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置 設備対策

保護具

呼吸用保護具

手の保護具

眼、顔面の保護具

皮膚及び身体の保護具

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。
リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

形状

色

臭い

融点／凝固点

沸点又は初留点及び沸点

範囲

可燃性

爆発下限界及び爆発上限 下限 界／可燃限界

上限

引火点

自然発火点

分解温度

pH

動粘性率

溶解度

n-オクタノール／水分配

係数

蒸気圧

密度及び／又は相対密度

相対ガス密度

粒子特性

液体

液体

赤褐色

溶剤臭

データなし

110.6℃

データなし

1.27%

7.0%

12℃（セタ密閉式）

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

2906Pa(20℃)

1.2

データなし

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

情報なし

通常の温度、圧力の条件では安定である。

通常の条件では危険有害な反応は起こらない。

加温、火気

危険有害反応可能性参照

情報なし

11. 有害性情報

急性毒性

経口

急性毒性推定値が4861.436093mg/kgのため区分5とした。

		JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。
	経皮	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		急性毒性推定値が7529.0297033mg/kgのため区分に該当しないとした。
	吸入	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		(気体)
		GHS定義による気体ではない。
		(蒸気)
		急性毒性推定値が3047.4999144ppmのため区分4とした。
		(粉じん・ミスト)
		急性毒性推定値が1.6122353mg/lのため区分4とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分2の成分合計が30.292%のため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性		眼区分2A+眼区分2Bの成分合計が42.236%のため、区分2Aとした。
／眼刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
呼吸器感受性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感受性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖細胞変異原性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖毒性		区分1Aの成分が0.13%のため、区分1Aとした。
		(生殖毒性)
		区分1Aの成分が27.518%のため、区分1Aとした。
		(生殖毒性・授乳影響)
		授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が27.518%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1(呼吸器)の成分が13%のため、区分1(呼吸器)とした。
		区分1(中枢神経系)の成分が68%のため、区分1(中枢神経系)とした。
		区分1(中枢神経系)の成分が4.868%のため、区分2(中枢神経系)とした。
		区分1(肝臓)の成分が2.434%のため、区分2(肝臓)とした。
		区分1(呼吸器)の成分が2.434%のため、区分2(呼吸器)とした。
		区分1(腎臓)の成分が2.434%のため、区分2(腎臓)とした。
		区分1(中枢神経系)の成分が2.434%のため、区分2(中枢神経系)とした。
		区分3(麻酔作用)の成分合計が86.901%のため、区分3(麻酔作用)とした。
		区分3(気道刺激性)の成分合計が83.567%のため、区分3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(呼吸器)の成分が13%のため、区分1(呼吸器)とした。

誤えん有害性		区分1(腎臓)の成分が68%のため、区分1(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が68%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分1(腎臓)の成分が4.868%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が4.868%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分1(呼吸器)の成分が2.434%のため、区分2(呼吸器)とした。 区分1(神経系)の成分が2.434%のため、区分2(神経系)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が2.655%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分1(神経系)の成分が2.434%のため、区分2(神経系)とした。 区分1(聴覚器)の成分が2.434%のため、区分2(聴覚器)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が101.342%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)		(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が127.348%のため、区分3とした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 焼却に際しては引火性物質を含むので注意して行う。
汚染容器及び包装		
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code 航空規制情報 UN No.	IMOの規定に従う。 1263 塗料 3 II Not applicable Not applicable ICAO／IATAの規定に従う。 1263

国内規制	Proper Shipping Class	塗料 3
	Packing Group	II
	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当
緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	等級	II

128

15. 適用法令
労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)

エチルベンゼン
メチルイソブチルケトン
変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)

エチル＝グリオキシラート重合体とトルエンの混合物
トルエンと(E)－ペンター2, 4－ジエナールの混合物
1, 2－キシレンと1, 3－キシレンと1, 4－キシレンと1－ブロモブター2－エンの混合物

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

エチルベンゼン
キシレン
スチレン
トルエン
メチルイソブチルケトン
結晶質シリカ
酢酸ブチル
酸化鉄

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

エチルベンゼン
メチルイソブチルケトン

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

アクリル酸ノルマルブチル(政令番号:4)(5%未満)(営業秘密)
エチルベンゼン(政令番号:70)(2.537%)

キシレン(政令番号:136)(2.56%)
スチレン(政令番号:323)(0.34%)
トルエン(政令番号:407)(27.518%)
ブタノール(政令番号:477)(0.191%)
メチルイソブチルケトン(政令番号:569)(2.655%)

結晶質シリカ(政令番号:165の2)(5%未満)(営業秘密)

酢酸ブチル(政令番号:181)(6.531%)

酸化鉄(政令番号:192)(10%~20%)(営業秘密)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

エチルベンゼン

メチルイソブチルケトン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)

結晶質シリカ

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

キシレン

トルエン

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

エチルベンゼン

メチルイソブチルケトン

労働安全衛生法(令和7年4月1日以降)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

エチルベンゼン

キシレン

スチレン

トルエン

メチルイソブチルケトン

結晶質シリカ

酢酸ブチル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)(5%未満)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(5%未満)

スチレン(安衛則別表第2の番号:1128)(5%未満)

トルエン(安衛則別表第2の番号:1437)(20%~30%)

メチルイソブチルケトン(安衛則別表第2の番号:2029)(5%未満)

結晶質シリカ(安衛則別表第2の番号:578)(5%未満)

労働安全衛生法(令和8
年4月1日以降)

酢酸ブチル(安衛則別表第2の番号:603)(1%-
10%)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、
令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日
公示第24号)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30
条別表第2)

エチルベンゼン

キシレン

スチレン

トルエン

メチルイソブチルケトン

結晶質シリカ

酢酸ブチル

酢酸1-メトキシ-2-プロピル

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛
則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)
(5%未満)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(5%未満)

スチレン(安衛則別表第2の番号:1128)(5%未
満)

トルエン(安衛則別表第2の番号:1437)(20%-
30%)

メチルイソブチルケトン(安衛則別表第2の番号:
2029)(5%未満)

結晶質シリカ(安衛則別表第2の番号:578)(5%
未満)

酢酸ブチル(安衛則別表第2の番号:603)(1%-
10%)

酢酸1-メトキシ-2-プロピル(安衛則別表第2
の番号:610)(5%未満)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

非該当

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条
別表第1)

エチルベンゼン(管理番号:53)(2.5%)

キシレン(管理番号:80)(2.6%)

トルエン(管理番号:300)(28%)

メチルイソブチルケトン(管理番号:737)(2.7%)

化審法

監視化学物質(法第2条第4項)

優先評価化学物質(法第2条第5項)

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

感受性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第
35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発
第182号)

消防法

外国為替及び外国貿易法

労働基準法

16. その他の情報

連絡先

参考文献

東日本塗料株式会社

溶剤便覧 製品評価技術基盤機構(NITE) メーカー
SDS

その他

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。

この製品の安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。